

技能実習制度の仕組み

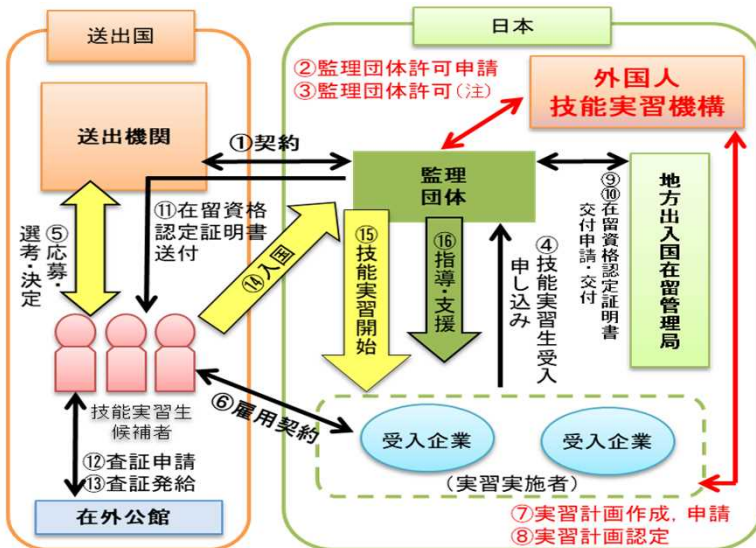
○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約32万人在留している。

※令和4年末時点

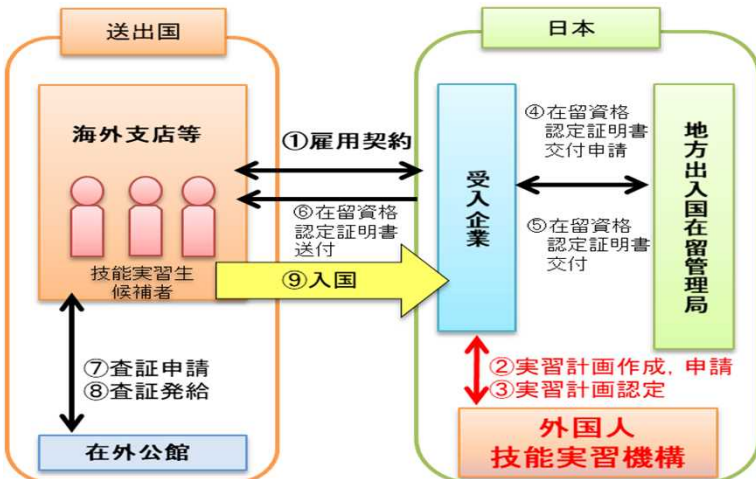
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ

基礎級
(実技試験及び学科試験の受検が必須)

3級
(実技試験の受検が必須)

2級
(実技試験の受検が必須)

1年目

2年目

3年目

4年目

5年目

技能実習1号

技能実習2号

技能実習3号

講習
実習

実習

実習

講習(座学)

実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習

実習実施者で実施(雇用関係あり)

※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○入国 在留資格：「技能実習1号イ、ロ」

○在留資格の変更又は取得

在留資格：「技能実習2号イ、ロ」

①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者：所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

※在留期間の更新

○一旦帰国(1か月以上)

※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得

在留資格：「技能実習3号イ、ロ」

①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

②対象者：所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者

※在留期間の更新

③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を満たし、優良であることが認められるもの

○帰国